

【重要事項説明書】**指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
ヘルパーステーションあすか大町24のご案内****【事業所番号：3490201567】****<事業者概要>**

| | |
|-------|-----------------------------------|
| 事業者 | 医療法人あすか |
| 代表 | 理事長 高橋 祐輔 |
| 住所 | 広島市安佐南区緑井二丁目12番25号 |
| 連絡先 | TEL：082-879-3143 FAX：082-879-3190 |
| 設立年月日 | 平成1年2月16日 |

<事業所概要>

| | | | | |
|----------|-----------------------------------|----|----------------------|----|
| 事業所 | ヘルパーステーションあすか大町24 | | | |
| 住所 | 広島市安佐南区中須一丁目26番12号 | | | |
| 連絡先 | TEL：082-879-1226 FAX：082-879-1168 | | | |
| 開設日 | 令和4年3月1日 | | | |
| 営業日 | 365日（年中無休） | | | |
| 営業時間 | 24時間 | | | |
| サービス提供時間 | 24時間 | | | |
| 休日 | 年中無休 | | | |
| 営業地域 | 安佐南区 | | | |
| 管理者 | 増村祐子 | | | |
| 従業者 | 職種 | 員数 | 職種 | 員数 |
| | 管理者 | 1 | オペレーター （常勤1非常勤10） | 11 |
| | 計画作成責任者 | 1 | 訪問介護員 （常勤1非常勤12） | 13 |

<基本方針>

要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴・排泄・食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応、その他、安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行い、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指すものとします。

<運営方針>

- ① 運営にあたっては、介護保険法並びに関連する法令等の趣旨及び内容に沿ったものとします。
- ② サービスの提供には、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止、介護予防に資するようその目標を設定し、計画的に行います。
- ③ サービスの提供にあたっては、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に訪問介護等計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供します。
- ④ 認知症の状態にある利用者に対しては必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えます。
- ⑤ 利用者又はその家族に対し、サービス内容及び提供方法について分かりやすく説明し同意を得ます。
- ⑥ 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスを提供します。
- ⑦ 提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。

<利用対象者>

原則として要介護認定を受け、「要介護」と認定されている方

<サービス内容>

その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴・排泄・食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応、その他、安心してその居宅にお

いて生活を送ることができるようにするための援助を行い、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指すものとします。

<ご利用料金>

◆定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅱ）（1月につき）（R6.6月現在）

| 内容 | 基本単位数 | 利用料金 (費用総額) | 介護保険適用時の自己負担額 | | |
|------|-------|----------------|---------------|----------|----------|
| | | | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
| 要介護1 | 5446 | 58,272 円/月 | 5,828 円 | 11,655 円 | 17,482 円 |
| 要介護2 | 9720 | 104,004 円/月 | 10,401 円 | 20,801 円 | 31,202 円 |
| 要介護3 | 16140 | 172,698 円/月 | 17,270 円 | 34,540 円 | 51,810 円 |
| 要介護4 | 20417 | 218,461 円/月 | 21,847 円 | 43,693 円 | 65,539 円 |
| 要介護5 | 24692 | 264,204 円/月 | 26,421 円 | 52,841 円 | 79,262 円 |

★被爆者健康手帳をお持ちの方は利用料自己負担額が助成されますので利用料は不要です。（保険給付の限度内）

◆減算

| 内容 | 基本単位数 | 利用料金 (費用総額) | 介護保険適用時の自己負担額 | | | |
|--------------------------------|-------|----------------|---------------|----------|----------|--------|
| | | | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 | |
| 通所介護 等利用時 の減算 (1日につき) | 要介護1 | -62 | -663 円/日 | -67 円 | -133 円 | -199 円 |
| | 要介護2 | -111 | -1,187 円/日 | -119 円 | -238 円 | -357 円 |
| | 要介護3 | -184 | -1,968 円/日 | -197 円 | -394 円 | -591 円 |
| | 要介護4 | -233 | -2,493 円/日 | -250 円 | -499 円 | -748 円 |
| | 要介護5 | -281 | -3,006 円/日 | -301 円 | -602 円 | -902 円 |
| 同一建物減算/1月 | -600 | -6,420 円/月 | -642 円 | -1,284 円 | -1,926 円 | |

◆加算

| 内容 | | 基本単位数 | 利用料金 (費用総額) | 介護保険適用時の自己負担額 | | |
|-------------|--|-------|----------------|---------------|---------|---------|
| | | | | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
| 初期加算 | 利用を開始した日から30日以内の期間について算定します。 | 30 | 321 円/日 | 33 円 | 65 円 | 97 円 |
| 総合マネジメント加算 | 地域と連携し、総合的な生活支援の実施および、利用者の状況の変化に応じ多職種共同で計画を見直している場合に算定します。 | 1200 | 12,840 円/月 | 1,284 円 | 2,568 円 | 3,852 円 |
| 認知症専門ケア加算Ⅰ | | 90 | 963 円/月 | 97 円 | 193 円 | 289 円 |
| 認知症専門ケア加算Ⅱ | | 120 | 1,284 円/月 | 129 円 | 257 円 | 386 円 |
| 口腔連携強化加算 | | 50 | 535 円/月 | 54 円 | 107 円 | 161 円 |
| サービス提供体制加算Ⅰ | | | | 803 円 | 1,605 円 | 2,408 円 |
| 介護職員処遇改善加算Ⅰ | | | | 所定単位数の24.5%加算 | | |

◎その他、利用者の負担となる費用

介護保険給付の支給限度額を超えるサービスや利用者が負担することが適当と認められるものについては利用者又はその家族に説明し同意を得ます。

※ 介護認定の有効期限が切れている場合は全額負担の時もあります。

◎キャンセル料

| | |
|-----------------------------|---------|
| サービス利用の2時間前までに連絡をいただいた場合 | 無 料 |
| サービス利用の2時間前までに連絡をいただけなかった場合 | 1,000 円 |

※ ただし、利用者の病状の急変など、緊急の入院や入所の場合、キャンセル料は不要です。

<虐待防止について>

① 虐待防止に関する担当者を選定しています。

| | | |
|-------------|-----|-------|
| 虐待防止に関する担当者 | 介護職 | 古川 千恵 |
|-------------|-----|-------|

②虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

③虐待防止のための指針の整備をしています。

④従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

⑤サービス提供中に、当該事業者授業者又は擁護者（現に用語している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通知します。

⑥虐待防止委員会の設置を行っています。

<身体拘束について>

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

①緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

②非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。

③一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

<衛生管理等>

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

<業務継続計画の策定等について>

① 感染症や非常災害の発生等において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

<利用料等のお支払方法>

① 1か月分の利用料、その他の費用を月末に締め、請求書を翌月中旬に手渡し又は郵送致しますので指定期日までにお支払いください。

② お支払いは指定の預貯金口座から毎月26日（土・日・祝日の場合は翌営業日）に自動振替とさせていただきます。なお、自動振替の契約が別途必要となります。

③ 自動振替をされない方は現金で高橋内科小児科医院の受付で指定期日までにお支払い下さい。

<苦情のご相談>

当事業所の苦情相談窓口

① 提供したサービスに関する利用者及び家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じます。

② 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組みを自ら行います。

| 相談・問い合わせ先 | 連絡先 | 受付時間 |
|--|--|------------------|
| ヘルパーステーションあすか大町24 (サービス提供に関しての苦情相談窓口) | 082-879-1226 苦情解決責任者 管理者 増村 祐子 苦情受付担当者 訪問介護員 森元 智代 | 9時00分 ~18時00分 |

※ 上記の受付時間以外は留守番電話による対応とします。

介護保険に関する相談・問い合わせ窓口

| | |
|------------------------|--|
| 広島県国民健康保険団体連合会 | 所在地 広島市中区東白島町 19 番 49 号 国保会館 電話番号 082-554-0783 受付時間 8:30~17:15 |
| 広島市健康福祉局高齢福祉部 介護保険課 | 所在地 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号 電話番号 082-504-2183 受付時間 8:30~17:15 |
| 広島市安佐南区厚生部 福祉課高齢介護係 | 所在地 広島市安佐南区中須一丁目 38 番 13 号 電話番号 082-831-4943 受付時間 8:30~17:15 |
| 広島市安佐北区厚生部 福祉課高齢介護係 | 所在地 広島市安佐北区可部三丁目 19 番 22 号 電話番号 082-819-0621 受付時間 8:30~17:15 |

<秘密の保持>

- ① 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- ② 業務上知り得た利用者又は家族の秘密は、従業者でなくなった後においても漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
- ③ 別紙の「医療法人あすか介護事業所の個人情報の利用目的」において利用者及びその家族の個人情報を利用する場合は予め文書により利用者及びその家族の同意を得ます。

<ご利用にあたってのお願い>

- ・ 保険証や医療受給者証等の書類について内容に変更が生じた場合は、必ずお知らせ下さい。
- ・ 法律により金品・物品の受け取りは一切できませんので、ご協力ください。

<その他>

| | |
|--------------------|---|
| 家族への連絡 | 希望により、利用者に連絡するのと同様の通知を家族等へも連絡致します。 |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画 | 事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画」を作成し、利用者及びその家族に説明します。 |
| 緊急時の対応 | サービスの提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講じるとともに、利用者及び家族の予め指定された緊急連絡先に緊急連絡します。 |
| 事故発生時の対応 | 利用者に対する サービスの提供により事故が発生した場合には、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行います。ただし、利用者又はその利用者の家族に重大な過失がある場合はこの限りではありません |
| 記録の保管 | サービス提供の記録について、5年間保管していますので、閲覧及び写しの交付（実費）が本人及び家族に限り可能です。 |
| 合鍵について | ※あすかケアプラザ高齢者専用住宅以外の方のみ 緊急時の随時訪問を確実に行為、合鍵をお預かりします。預かりました鍵は事業所のキーボックスにて保管します。合鍵の紛失、盗難等の事故が起きた場合は、すみやかに対処し、ご通知いたします。サービス終了時や返却のご要望があった場合はすみやかに返却いたします。合鍵の作成が必要な場合の費用につきましては、利用者負担となります。合鍵の預かり同意につきましては、鍵預書にて行います。 |
| 虐待の防止 | 管理者及び従業者の虐待防止のための取組の徹底を図ります。 |
| 重要事項説明書 | 重要事項が変更された場合、利用者にもその内容を文書で通知致します。軽微な変更においてはこの限りではありません。 |
| 契約の終了 | 1週間の予告期間において、この契約を解約することができます。 |

重要事項説明者